

【第1期8月30日（月）～9月12日（日）】

よくある御質問

令和3年9月24日

<目次>

1 時短要請について . . . 3

- Q 1 時短要請は何に基づくものか。
- Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。
- Q 3 時短要請をする理由は。(なぜこのタイミングなのか)
- Q 4 なぜ時短要請を20時までとするのか。
- Q 5 なぜ時短要請期間を14日間とするのか。

2 対象区域について . . . 4

- Q 6 時短要請を行う地域は。
- Q 7 県内全域を対象とした理由は。

3 対象店舗について . . . 4

- Q 8 時短要請の対象となる店舗は。
- Q 9 酒類を提供しない店舗も対象になるのか。
- Q 10 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は対象になるのか。
- Q 11 カラオケボックスやライブハウスは対象になるのか。
- Q 12 カラオケ設備の利用自粛とは何か。
- Q 13 ホテルのレストランなど施設の一部に飲食に関するエリアがある場合、施設全体として営業時間の短縮要請に応じる必要があるか。
- Q 14 イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニ等は対象となるか。
- Q 15 雀荘で食事や酒類を提供しているが対象となるか。
- Q 16 結婚式場や葬祭場等の飲食は対象となるか。
- Q 17 ネットカフェや漫画喫茶は、全て対象外なのか。

4 営業時間短縮の態様について . . . 6

- Q 18 酒類提供を止める時間と、時短営業を行わなければならない正確な時間は
- Q 19 20時までに営業を終了しなければならないのか、それとも、飲食の提供だけを止めればよいのか。
- Q 20 酒類のラストオーダーを19時にすればいいのか。
- Q 21 飲食の提供を行う飲食店が、20時以降はテイクアウト（又は宅配）のみで営業を行ってもよいのか。
- Q 22 旅館・ホテル棟の宿泊施設も、20時までに飲食の提供をやめなければいけないのか。

5 協力金について . . . 7

- Q 23 協力金を支給する趣旨は。
- Q 24 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か。
- Q 25 中小企業等の定義は何か。
- Q 26 他県のような協力金の早期給付制度はあるのか。
- Q 27 従来から営業時間を20時前までとしている場合でも、協力金の対象となるか。
- Q 28 通常の営業時間を20時まで、かつ酒類提供を19時30分までとしている場合、酒類提供を19時までにするれば、対象となるか。
- Q 29 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合も、協力金の対象となるか。
- Q 30 期間前に臨時休業していた場合、協力金の対象となるか。
- Q 31 要請期間前（又は期間中）に廃業したが、協力金の対象となるか。
- Q 32 8月29日（日）以前に、新たに店舗を開店した場合は、協力金の対象となるか。
- Q 33 期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか。

- Q 3 4 カラオケ設備のある店舗は、時短営業に加えて、カラオケ設備の利用を自粛しなければ、協力金は支給されないのか。
- Q 3 5 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示するとは、どのような方法で実施するのか。

6 協力金の期間の取扱いについて . . . 9

- Q 3 6 全ての要請期間において、時短営業しなければ、協力金は支給されないのか。
- Q 3 7 「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。
- Q 3 8 要請期間中に定休日を含んでいても、協力金の支給対象となるか。

7 その他支給要件について . . . 10

- Q 3 9 「業種別ガイドライン」とは何か。
- Q 4 0 アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底とは、具体的にどのような取組が必要か。
- Q 4 1 休業する場合も、アクリル板の設置など、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施する必要があるのか。

8 協力金の算出方法について . . . 12

- Q 4 2 売上高方式とは何か。
- Q 4 3 売上高減少額方式とは何か。
- Q 4 4 売上高に消費税は含まれるか。
- Q 4 5 店舗内で飲食業以外の事業を実施している場合、売上高に計上することは可能か。
- Q 4 6 飲食事業の売上高を、協力要請対象外の他の事業の売上高と区別できない場合、前年又は全前年度の飲食事業の売上高をどのように算定すればいいのか。
- Q 4 7 新たに店舗を開店した場合の協力金の計算方法はどうか。
- Q 4 8 売上高の確認には、どのような添付書類が必要か。

9 協力金申請手続き等について . . . 17

- Q 4 9 協力金の申請期間や申請方法はどうか。
- Q 5 0 本人確認書類として、マイナンバーカードの写しを提出していいか。
- Q 5 1 申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象となるか。
- Q 5 2 複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されるか。また、全ての店舗が要請に応じないと支給されないのか。
- Q 5 3 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるか。
- Q 5 4 支給決定の通知や協力金振込日の通知はあるのか。
- Q 5 5 申請者と振込口座の名義が異なってもいいか。
- Q 5 6 確定申告書に収受印が押されていない場合はどうすればよいか。
- Q 5 7 確定申告を電子申告（e-TAX）で行っている場合はどうすればよいか。
- Q 5 8 確定申告を電子申告（e-TAX）で行っているが、受信通知がない場合はどのようにすればよいか。
- Q 5 9 協力金は課税の対象となるか。

10 その他 . . . 19

- Q 6 0 協力金と、国（中小企業庁）の「月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）」と重複して申請することは可能か。
- Q 6 1 営業時間短縮要請に協力していることの確認は実施するのか。
- Q 6 2 虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。

1 時短要請について

Q 1 時短要請は何に基づくものか。

A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。

Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。

A 今回の要請は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請であり、罰則も定められておらず、強制的な措置ではありません。感染拡大防止のため、協力をお願いさせていただくものです。

Q 3 時短要請をする理由は。(なぜこのタイミングなのか)

A 8月初旬から、下関市(県西部)、山口市(県中部)、柳井市(県東部)で飲食店クラスターが発生し、夏休み期間中は県民等の行動範囲が広いことが予想され、一部地域に特定して時短要請等を実施しても効果が薄いと考えられることから、全県を対象に集中的に営業時間短縮等を実施することで早期の感染拡大防止を図ることとしています。

Q 4 なぜ時短要請を20時までとするのか。

A 国の基本的対処方針においては、まん延防止等重点措置の対象都道府県では、飲食店に対し、午後8時までの時短要請を行うこととされています。本県については、まん延防止等重点措置の対象とはなっていませんが、県内の各地域で飲食店を起因とするクラスターが発生しており、これ以上の感染拡大を防止するため、これに準じる取扱いとするものです。

Q 5 なぜ時短要請期間を14日間とするのか。

A 感染者数の抑制に効果がある最低限の期間が14日間と考えており、可能な限り短期間での感染拡大防止を図りたいと考えているからです。

なお、感染の拡大がおさまらない場合は、時短要請期間を延長することも検討します。

2 対象区域について

Q 6 時短要請を行う地域は。

A 対象となる地域は県内全域で、全ての市町が対象です。

Q 7 県内全域を対象とした理由は。

A この度の感染拡大は、特定の地域ではなく、県内各地域で感染が発生しており、感染拡大のスピードが早いことに特徴があります。また、繁華街が各地域に分散する県内の特性も踏まえ、県全体での感染拡大防止に向け、地域を限定せず、全ての地域を対象に実施するものです。

3 対象店舗について

Q 8 時短要請の対象となる店舗は。

A 食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店です。そのため、スナックやキャバクラ等の接待を伴う飲食店、居酒屋やファミリーレストラン等の飲食店も対象になります。

ただし、宅配やテイクアウト、コンビニやスーパー等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、夜間の長期滞在等を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等は対象外になります。

Q 9 酒類を提供しない店舗も対象になるのか。

A 酒類の提供の有無に関わらず、要請の対象となります。

Q 10 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は対象になるのか。

A フードコートに出店している飲食店も対象になります。なお、協力金については、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮が困難な場合でも、協力いただいた店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が時間短縮要請に協力いただけるよう働きかけをお願いします。

Q 1 1 カラオケボックスやライブハウスは対象になるのか。

A 飲食店等の営業許可を取得している場合は、カラオケボックスやライブハウス等も対象になります。

ただし、飲食を主として業としている店舗ではないため、カラオケ設備の利用自粛については、対象外となります。

Q 1 2 カラオケ設備の利用自粛とは何か。

A カラオケ喫茶や昼営業の Snackbar など、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、終日、カラオケ設備の提供の自粛を求めるものです。

Q 1 3 ホテルのレストランなど施設の一部に飲食に関するエリアがある場合、施設全体として営業時間の短縮要請に応じる必要があるか。

A 飲食を提供するレストランなどのエリアのみが対象です。

Q 1 4 イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニ等は対象となるか。

A 対象とはなりません。ただし、フードコートのように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。

Q 1 5 雀荘で食事や酒類を提供しているが対象となるか。

A 飲食店の営業許可を取得している場合は、対象になります。

Q 1 6 結婚式場や葬祭場等の飲食は対象となるか。

A 結婚式場や葬祭場等についても、飲食店等の営業許可を取得している場合は、対象になります。

Q 1 7 ネットカフェや漫画喫茶は、全て対象外なのか。

A 対象外となるのは、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶となります。

このため、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれない場合は、ネットカフェ・漫画喫茶も、時短要請の対象となります。

4 営業時間短縮の態様について

Q 1 8 酒類提供を止める時間と、時短営業を行わなければならない正確な時間は

A 以下の時間帯においては、酒類提供の中止及び、営業を自粛願います。

【酒類提供を中止する時間】

19時（午後7時）～24時（午後12時）

0時（午前0時）～5時（午前5時）

【営業を自粛する時間】

20時（午後8時）～24時（午後12時）

0時（午前0時）～5時（午前5時）

Q 1 9 20時までに営業を終了しなければならないのか、それとも、飲食の提供だけを止めればよいのか。

A 飲食の提供だけでなく、20時までにお店を閉じて、お客様に退店いただく必要があります。20時までに閉店できるよう、営業を終了していただくよう願います。

Q 2 0 酒類のラストオーダーを19時にすればいいのか。

A ラストオーダーではなく、酒類を提供する時間が19時までとなります。19時までに提供した酒類を、20時までの間にお客様が飲食しているのは問題ありません。

Q 2 1 飲食の提供を行う飲食店が、20時以降はテイクアウト（又は宅配）のみで営業を行ってもよいのか。

A 施設内で飲食を提供しないテイクアウト（又は宅配）のみであれば、20時以降も営業していただいて構いません。

Q 2 2 旅館・ホテル等の宿泊施設も、20時までに飲食の提供をやめなければいけないのか。

A 宿泊者に限った飲食の提供については、20時以降も行っていただいて構いません。ただし、宿泊者以外に対する飲食の提供は、20時までに終了していただくよう願います。

5 協力金について

Q 2 3 協力金を支給する趣旨は。

A 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様
の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

Q 2 4 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か。

A 従前から、必要な許認可等を取得の上、山口県内で対象となる店舗を運営している事
業者です。
なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常
在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 2 5 中小企業等の定義は何か。

A 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び会社以外
の法人等（人格なき社団等を含む。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が
中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等です。
具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が 5, 0 0 0 万円以下の
会社並びに常時使用する従業員数が 5 0 人以下の会社及び個人です。

Q 2 6 他県のような協力金の早期給付制度はあるのか。

A 早期給付制度は、これまでに時短要請等に応じた事業者に関し、協力金の一部を早期
給付する制度です。
山口県では、この度、初めて飲食店等への営業時間の短縮を要請することから、早期
給付制度の適用はありません。

Q 2 7 従来から営業時間を 2 0 時前までとしている場合でも、協力金の対象となるか。

A 対象となりません。要請前に 2 0 時以降まで営業していた店舗が、要請に応じて 2 0
時までの間に営業時間を短縮していることが要件となります。
ただし、コロナ禍前は 2 0 時以降まで営業していたが、コロナの影響で要請前から営
業時間を 2 0 時まで短縮していた場合で、今回の要請期間中も引き続き 2 0 時まで時短
していた場合は、対象となります。

Q 2 8 通常の営業時間を20時まで、かつ酒類提供を19時30分までとしている場合、酒類提供を19時までにすれば、対象となるか。

A 酒類提供を19時までに短縮しても、通常の営業時間が20時までであれば、対象になりません。

Q 2 9 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合も、協力金の対象となるか。

A 終日休業した場合も、対象になります。

Q 3 0 期間前に臨時休業していた場合、協力金の対象となるか。

A 短期的、一時的な休業であれば、対象になります。
なお、休業届を提出して長期休業している場合などは、要請に応じた営業時間の短縮とは言えず、対象になりません。

Q 3 1 要請期間前（又は期間中）に廃業したが、協力金の対象となるか。

A 要請に応じた営業時間の短縮とは言えず、対象になりません。

Q 3 2 8月29日（日）以前に、新たに店舗を開店した場合は、協力金の対象となるか。

A 対象になります。8月29日以前の営業実態を確認するため、税務署への法人設立届出書や開業届の写しの提出が必要になります。
なお、新たに店舗を開店した場合の協力金の計算方法については、Q 4 7に掲載しています。

Q 3 3 期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか。

A 対象外です。8月29日（日）以前に、開業している必要があります。

Q 3 4 カラオケ設備のある店舗は、時短営業に加えて、カラオケ設備の利用を自粛しなければ、協力金は支給されないのか。

A カラオケ喫茶やスナック等の飲食を主として業としている店舗については、時短営業に加えて、終日、カラオケ設備の利用を自粛することが、協力金の支給要件となります。
なお、カラオケボックス等の飲食を主としない店舗は、カラオケ設備の利用自粛については、支給要件の対象外となります。

Q35 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示するとは、どのような方法で実施するのか。

A 別に示す「時短営業チラシ又は休業チラシ」の内容を記載したチラシを、店舗の外（外側のドア等）や店内に掲示してください。

なお、対象店舗の見回りにおいて、時短営業チラシの掲示状況等を確認します。

（参考：時短営業チラシ・休業チラシ）

※チラシに示す必要事項の記載があれば、様式は問いません

〈時短営業チラシ（白紙）〉

営業時間短縮のお知らせ
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため営業時間を短縮します。

○実施期間
___月___日（ ）から
___月___日（ ）まで

○時短営業期間中の営業時間
___時___分から
___時___分まで
（酒類提供：___時___分まで）

○通常（時短前）の営業時間
___時___分から___時___分まで

店舗名： _____

〈休業チラシ（白紙）〉

休業のお知らせ
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休業します。

○休業期間
___月___日（ ）から
___月___日（ ）まで

○通常（休業前）の営業時間
___時___分から___時___分まで

店舗名： _____

6 協力金の期間の取扱いについて

Q36 全ての要請期間において、時短営業しなければ、協力金は支給されないのか。

A そのとおりです。

期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、協力金は支給されません。

Q37 「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。

A 令和3年8月30日（月）20時から、令和3年9月12日（日）24時までの全ての期間（14日間）です。

Q38 要請期間中に定休日を含んでいても、協力金の支給対象となるか。

A 対象となります。（支給対象の日数としてカウントできます）

7 その他支給要件について

Q39 「業種別ガイドライン」とは何か。

A 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているもので、具体的には以下のとおりです。
各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL (外部サイト) : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

《主な業種別ガイドライン》

飲食店 (レストラン、 食堂、居酒屋等)	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン((一社)全国生活衛生同業組合中央会、(一社)日本フードサービス協会)
接待を伴う飲食店 (キャバクラ、ホストクラブ等)	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会)

Q 4 0 アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底とは、具体的にどのような取組が必要か。

A 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策として、次の取組を実施することが求められます。

区分	取組
アクリル板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席と座席の間にパーティションを設置。 （同居家族等であることが確認できる場合は、例外的にパーティションを外すことが可能） ・ パーティションの高さは、目を覆う程度の高さ。 （17歳男性の平均座高は、92cm）
座席の間隔の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の間隔を1m以上確保
手指消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店内入口に消毒液を設置 ・ 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけ（入店時に難しい場合は注文時）
食事中以外のマスク着用の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけ
換気の徹底	<p>【建築物衛生法の対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすか、換気設備の清掃、整備等の維持管理の適切な実施 <p>【建築物衛生法の対象外施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備により換気を実施（換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保） ・ 窓・ドア等を定期的に開放（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開等により、十分な換気を実施） ・ 二酸化炭素測定器を設置の上、二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持するよう適切な換気を行う。

Q 4 1 休業する場合も、アクリル板の設置など、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施する必要があるのか。

A 業種別ガイドラインの遵守は、休業後の営業再開においても必要な感染防止対策であることから、休業する場合も、店舗における業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の実施が、協力金支給の要件となります。

8 協力金の算出方法について

Q 4 2 売上高方式とは何か。

A 前年又は前々年の8月、9月の売上高をもとに1日あたりの売上高を計算し、その3割相当額を1日あたりの支給額とする方法です。

この方式は、中小企業・個人事業主のみ選択可能な方式です。

【支給申請額の算出方法】

協力金算定表

前年又は前々年の 1日あたり売上高	～83,333円	83,333円～25万円	25万円～
協力金の金額	2.5万円/日 (定額)	2.5万円/日～7.5万円/日 (算定式) 1日あたりの飲食業売上高×0.3	7.5万円/日 (定額)

〔前年又は前々年の1日あたり売上高 ～83,333円の場合〕

<前提条件>

時短要請に応じた期間

令和3年8月30日(月)～令和3年9月12日(日)(14日間)

飲食業売上高(例)

令和元年 8月：150万円、9月：100万円 *

令和2年 8月：50万円、9月：30万円

*令和元年 > 令和2年であることから、令和元年の売上高を選択

<算出方法>

①令和元年8～9月の1日あたりの飲食業売上高

$$\frac{(150 \text{万円} + 100 \text{万円})}{8 \text{月} \quad 9 \text{月} \quad 8 \text{月} \quad 9 \text{月}} \div (31 \text{日} + 30 \text{日}) = \underline{40,984 \text{円}} \text{ (小数点以下切り上げ)}$$

②算定表より、40,984円は「～83,333円」に該当することから、

1日あたりの支給単価は2.5万円

③支給申請額は、

$$2.5 \text{万円/日} \times 14 \text{日} = \underline{\underline{350,000 \text{円}}}$$

〔前年又は前々年の1日あたり売上高 83,333円～25万円の場合〕

<前提条件>

時短要請に応じた期間

令和3年8月30日（月）～令和3年9月12日（日）（14日間）

飲食業売上高（例）

令和元年 8月：500万円、9月：450万円 *

令和2年 8月：100万円、9月：70万円

*令和元年 > 令和2年であることから、令和元年の売上高を選択

<算出方法>

①令和元年8～9月の1日あたりの飲食業売上高

$(500 \text{万円} + 450 \text{万円}) \div (31 \text{日} + 30 \text{日}) = \underline{155,738 \text{円}}$ （小数点以下切り上げ）

8月 9月 8月 9月

②算定表より、155,738円は「83,333円～25万円」に該当することから、

1あたりの支給単価は、

$155,738 \text{円} \times 0.3 = 46,722 \text{円}$

→千円未満切り上げで、47,000円

③支給申請額は、

$47,000 \text{円} / \text{日} \times 14 \text{日} = \underline{658,000 \text{円}}$

Q 4 3 売上高減少額方式とは何か。

A 営業時間短縮等により減少した当年8月、9月の売上高を、前年又は前々年の8月、9月の売上高と比較することで算出し、1日あたりの売上高減少額の4割相当額を1日あたりの支給額とする方法です。

この方式は大企業、中小企業、個人事業主において選択可能な方式です。

【支給申請額の算出方法】

協力金算定表

協力金の金額	1日あたりの飲食業売上高の減少額×0.4 (上限) 次のいずれか低い額 ・ 20万円 ・ 令和2年又は元年の時短要請月の1日あたり飲食業売上高×0.3
--------	--

<前提条件>

時短要請に応じた期間

令和3年8月30日(月)～令和3年9月12日(日)(14日間)

飲食業売上高(例)

令和元年 8月: 1,500万円、9月: 1,000万円 *

令和2年 8月: 500万円、9月: 300万円

令和3年 8月: 200万円、9月: 150万円

*令和元年 > 令和2年であることから、令和元年の売上高を選択

<算出方法>

①令和元年及び令和3年の8～9月の1日あたりの飲食業売上高

令和元年

$$\frac{(1,500 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円})}{8 \text{ 月} \quad 9 \text{ 月}} \div (31 \text{ 日} + 30 \text{ 日}) = \underline{409,837 \text{ 円}} * (\text{小数点以下切り上げ})$$

令和3年

$$\frac{(200 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円})}{8 \text{ 月} \quad 9 \text{ 月}} \div (31 \text{ 日} + 30 \text{ 日}) = \underline{57,378 \text{ 円}} (\text{小数点以下切り上げ})$$

②1日あたりの支給単価は、

$$(409,837 \text{ 円} - 57,378 \text{ 円}) \times 0.4 = 140,984 \text{ 円}$$

→千円未満切り上げで、141,000円

※支給単価の上限は、次のいずれか低い方を適用 →123,000円 (123,000 < 141,000)

・ 20万円

・ 409,837円×0.3=122,951円 →千円未満切り上げで、123,000円

③支給申請額は、

$$123,000 \text{ 円} / \text{日} \times 14 \text{ 日} = \underline{\underline{1,722,000 \text{ 円}}}$$

Q 4 4 売上高に消費税は含まれるか。

A 消費税及び地方消費税は含まれません。

なお、税込経理方式を採用している場合など、税抜き売上高が分からない場合は、税込売上高を「1. 1」で割り（令和元年9月以前分は「1. 08」で割り）、小数点以下を切り上げて税抜き売上高を算出してください。

Q 4 5 店舗内で飲食業以外の事業を実施している場合、売上高に計上することは可能か。

A 営業時間短縮要請の対象となる飲食業の売上高のみが飲食業売上高となります。

飲食業に合わせて行う物品販売に係る売上高など、営業時間短縮要請の対象とならない事業を行っている場合には、原則として飲食業売上高から除外してください。

Q 4 6 飲食業の売上高を、協力要請対象外の他の事業の売上高と区分できない場合、前年又は前々年の飲食業の売上高をどのように算定すればいいのか。

A 売上高を区別できない場合は、一定期間の実際の売上高における対象事業の売上高の割合を用いて算定することも可能です。

この場合、売上高を区別できない理由書や、売上高算定方法の詳細を示す資料を提出いただく必要があります。

Q 4 7 新たに店舗を開店した場合の協力金の計算方法はどうか。

A 営業時間短縮要請月を基準として開店1年未満の店舗については、開店以来の売上高を基準として1日あたりの売上高を算出します。

具体的な計算方法については、以下のとおりです。

(1) 昨年（令和2年中に）開店した店舗

開店した日から昨年末（令和2年12月31日）までの、1日あたりの売上高に応じて協力金の額を算定します。

(2) 今年（令和3年中に）開店した店舗

開店した日から要請期間の前日（令和3年8月29日）までの、1日あたりの売上高に応じて協力金の額を算定します。

Q 4 8 売上高の確認には、どのような添付書類が必要か。

A 協力金の金額が、「前年又は前々年の売上高」か「前年又は前々年からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、次のとおり、それらを証明する書類を添付していただきます。

なお、確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の收受印又は税理士の証明印があるもの）の写しを提出してください。電子申告で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。また、原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。

＜パターンA（売上高方式のうち、下限額（2.5万円／日）での支給申請を行う場合）＞
※売上高確認に係る提出書類は不要です。

＜パターンB（売上高方式のうち、下限額以外での支給申請を行う場合）＞

○法人（令和元年又は令和2年の8月、9月が属する年分）

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（月別売上高）の写し

○個人事業主（令和元年又は令和2年の8月、9月が属する年分）

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・青色申告決算書（月別売上高）の写し

○法人・個人事業主共通

- ・店舗ごとの令和元年又は令和2年の8月、9月の飲食業売上高が分かる書類（店舗ごとの売上台帳等）

＜パターンC（売上高減少額方式により支給申請を行う場合）＞

※上記＜パターンB＞に加え、次の書類の提出が必要です。

- ・店舗ごとの令和3年8月、9月の飲食業売上高が分かる売上台帳等の写し

※令和3年8月、9月の全ての日の売上高が分かるものが必要

9 協力金申請手続き等について

Q 4 9 協力金の申請期間や申請方法はどうか。

- A 申請期間は令和3年9月13（月）～10月29日（金）（当日消印有効）です。郵送により、申請書と添付書類を提出してください。また、令和3年9月24日から、電子申請による申請の受付を開始しました。

※提出が必要な申請様式等は、県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/corona/corona_jitan.html

※郵送による取り寄せも可能です。コールセンターまでご依頼いただければ、申請書類一式を郵送します。

Q 5 0 本人確認書類として、マイナンバーカードの写しを提出していいか。

- A 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

Q 5 1 申請者と営業許可書の名義が異なる場合は対象となるか。

- A 原則、営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業許可を受けている方が申請してください。名義が異なる場合は、別途、追加で申請者と営業許可書の名義との関係を説明する理由書（別紙）を提出することにより、認める場合があります。

Q 5 2 複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されるか。また、全ての店舗が要請に応じないと支給されないのか。

- A 要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。ただし、要請期間を通して営業時間短縮を行っていただく必要がありますので、例えば複数の店舗で期間中ローテーションにより営業時間短縮を行った場合は**対象となりません。**

（例）

- ・ 2店舗中1店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行った場合
⇒ 1店舗のみ協力金支給
- ・ 2店舗中2店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行った場合
⇒ 2店舗分の協力金を支給
- ・ 2店舗中1店舗が要請期間初日から8月31日まで、もう1店舗が9月1日～9月12日まで営業時間短縮を行った場合等
⇒ 2店舗とも協力金の対象とならない

Q 5 3 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるか。

- A 申請書類に不備等がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでおります。
なお、申請書類に不備等がある場合、審査に時間がかかることがありますので、連絡があった場合には、速やかなご対応をお願いします。
また、受付期間の締め切り間際は申請が集中し、審査に時間を要する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。

Q 5 4 支給決定の通知や協力金振込日の通知はあるのか。

- A 協力金の支給決定の通知は、申請いただいた口座の振り込みをもって行い、通知書等の送付ありません。
なお、協力金を支給しないことを決定したときには、申請者に通知を行います。

Q 5 5 申請者と振込口座の名義が異なってもいいか。

- A 振込口座は、法人の場合は当該法人、個人事業主の場合はご本人の口座に限ります。

Q 5 6 確定申告書に收受印が押されていない場合はどうすればよいか。

- A 売り上げを証明できる書類に税理士の署名がなされたもの（任意様式）を提出してください。
なお、中小企業・個人事業主で、「売上高方式」を採用し、1日あたりの協力金支給申請額が25,000円を超えない場合、確定申告書の写しは不要です。

Q 5 7 確定申告を電子申告（e-TAX）で行っている場合はどうすればよいか。

- A 「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

Q 5 8 確定申告を電子申告（e-TAX）で行っているが、受信通知がない場合はどのようにすればよいか。

- A 電子申告（e-TAX）の場合で、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の提出は不要です。

Q 5 9 協力金は課税の対象となるか。

- A 税務署から、協力金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象になると聞いています。
詳細については税務署にご確認ください。

10 その他

Q60 協力金と、国（中小企業庁）の「月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）」と重複して申請することは可能か。

A 本協力金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として活用しています。国の「月次支援金」では、対象月における、時短営業の要請に伴う都道府県の営業時間短縮協力金（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置されているもの）の支給対象となっている事業者は、給付対象外とされています。

詳しくは下記へ確認ください。

● 月次支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

Q61 営業時間短縮要請に協力していることの確認は実施するのか。

A 申請書類により、営業時間短縮の実態等を確認します。

また、要請期間中は、20時以降に見回り活動を実施し、営業実態及び営業時間短縮の実態等を確認するとともに、非協力店については、店舗名の把握や営業実態の記録、要請協力の働きかけ等を実施します。

なお、協力金の交付後であっても、要件に満たさない事実や虚偽等が発覚した場合には、協力金の全額返還を求めます。

Q62 虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。

A 協力金の交付後、要件を満たさない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し交付済みの協力金の全額返還を求めます。

県では、実際に各店舗の見回りをしており、20時以降も要請に応じず、営業している店舗の実態を把握しています。

- ・実際には20時以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
- ・以前から廃業・休業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- ・従来から営業時間が20時前までにもかかわらず、対象店舗として申請する。
- ・対象となる飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。

など、虚偽申請は絶対に行わないでください。

軽い気持ちで不正をすると、重大な犯罪になる可能性がありますので、くれぐれも適正な申請をお願いします。